

【別紙 3】内容が不十分な事例

事例	不十分な理由
<p>文書(※1)に次のことについてのみ記載されている。</p> <p>「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる。」</p>	<p>文書に記載が必要である2つの内容(※2)のうち一方しか記載されていない。</p>
<p>文書に次のことについてのみ記載されている。</p> <p>「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができる。」</p>	
<p>文書に次のように記載されている。</p> <p>「複数の指定居宅サービス事業者等を紹介します。」</p> <p>「居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を利用者またはその家族へ行います。」</p>	<p><u>主語がなく</u>、利用者の権利であることが明確に記載されていない。</p>
<p>文書に次のように記載されている。</p> <p>「介護支援専門員は、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介します。」</p> <p>「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を利用者またはその家族へ行います。」</p>	<p><u>主語が介護支援専門員</u>となっており、利用者の権利であることが明確に記載されていない。</p>

※1 文書は、契約書や重要事項説明書等に限らず、それらとは独立したものでも差し支えありません。

※2 文書に記載が必要である2つの内容は次のとおりです。

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること